

台風19号により被災された方へ

このページでは被災した方が受けられる減免や補助などを掲載しています。申請の際に必要書類等が異なりますので各記事の照会先に確認してください。

なお、被災された方への新たな支援については、現在も検討を進めており、決まり次第、お知らせしていきます。

このたびの台風19号により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。また、台風通過にあたり、長時間にわたり警戒に当たっていただきました消防団員の皆さんをはじめ、自治会等各種団体の方々など、救援活動していただいております皆さんに心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

本町では台風通過時に1日で年間降水量の3分の1にもなる雨量を記録しました。その経験したことのない豪雨や暴風により、土砂崩れや道路の路面崩壊、浸水など町内各所で大きな被害が発生し、その状況を目の当りにして大変心が痛むところでもあります。

10月7日に箱根山の噴火警戒レベル引き下げという朗報を受け、安堵したのもつかのま、正に自然の厳しさ、恐ろしさを思い知らされたところではありますが、全国各地で大変な被害が発生している中でも、各方面から励ましのお言葉をいただき、大変ありがたく、勇気づけられております。

これからも、復旧に向けて全力で取り組むとともに丁寧な情報提供を心掛けてまいりますので、ご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。

箱根町長 **山口昇士**

り災証明書の発行は税務課が担当しています。
照会先 税務課 ☎85-7750

災害ごみへの対応について

台風19号の被害により発生した災害ごみについては、事前に環境センターへご連絡の上、お持ち込みください。

なお、環境センターへ持ち込むことができない場合は、環境課へご連絡ください。

照会先
○環境センター ☎83-6596
○環境課 ☎85-9565

浸水した住宅の消毒

台風19号による雨水や河川増水で被災した住宅に対する感染症予防対策として町では浸水した住宅の消毒を無料で行います。

希望する方はさくら館までご連絡ください。
(事業所等は除く)

受付時間 平日の8時30分～17時15分

照会先
さくら館 ☎85-0800

台風19号により被災された方へ

台風19号により被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

町内において、風水害、地震、火災などにより被災された町民の方に対して、災害見舞金等を支給しています。なお、被害の状況、傷害の程度などによって見舞金額が異なります。

また、生活の立て直しに必要な資金の貸付けも可能です。

【支援の種類】

■箱根町住民災害見舞金および弔慰金・傷害見舞金

対象

- ・町内に住民票がある方で、住居および家財に一定以上の被害を受けた方
- ・治療期間がおおむね1か月以上である負傷をした方
- ・他

支援の内容

被災された方に見舞金を支給します。

例：箱根町に住民票があり、居住している自己所有の自宅

が床上浸水した場合、3万円以内の見舞金が支給されます。

■災害援護資金の貸付け

対象

- ・世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上
- ・家財の3分の1以上の損害
- ・住居の半壊または全壊、流失等

※所得制限があります。

支援の内容

被災された世帯の世帯主の方に生活の立て直しに必要な資金を貸し付けます。

例：箱根町に住民票があり、世帯主の方に負傷はないが、家財の3分の1以上の損害があった場合、150万円まで貸付けできます。

見舞金の額や貸付限度額、お申込み方法等の詳細については、町ホームページを参照いただくか、福祉課に問い合わせてください。

※り災証明書もしくは被災された状況がわかるもの(写真など)をご用意をお願いします。

照会先 福祉課
☎8517790

令和元年台風第19号特別支援融資およびセーフティネット保証4号のご案内

県では、台風第19号により影響を受けた県内の中小企業者の設備資金・運転資金(借換資金は不可)に必要な借入れを支援する特別支援融資を実施しています。

対象者

- ・(一般枠) 台風第19号により設備等の破損・遺失等被害を受け、り災証明書が発行された中小企業者等
- ・(別枠) 台風第19号による災害に関して、セーフティネット保証4号の町の認定を受けた中小企業者等

融資限度額

一般枠別枠とも

に2億8,000万円

融資期間

10年以内

15年以内

期間・利率

2年以内は、年1.2%以内

2年超5年以内は、年1.4%以内

5年超15年以内は、年1.6%以内

認定手続き

融資を受ける際には神奈川県信用保証協会の信用保証(別途保証料)が必要です。払い込み信用保証料の3分の1は町の補助(上限額5万円)を受けることができます。

照会先

本融資の内容
県産業労働局金融課

☎045121015695

信用保証料の補助内容

観光課 ☎8517410

「セーフティネット保証4号」について

制度概要 自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度です。措置の対象および申請方法など詳細は問い合わせください。

照会先

観光課
☎8517410

固定資産税の減免制度について

町内に所有している固定資産に一定以上の損害を受けた方は、損害の程度に応じて、納税未到来分の固定資産税が

保険料等の減免制度について

台風19号により被災し、り災証明書をお持ちの方で一定規模以上の損害を受けた方は保険料・一部負担金などが減免または免除される場合があります。

照会先

国民健康保険料

○後期高齢者医療保険料

保険健康課
☎8519564

介護保険料

福祉課 ☎8517790

国民年金

小田原年金事務所

☎046512211391

減免される場合があります。
対象となる固定資産

・土地

土砂の流出、地すべりにより被害を受け、被害面積が当該土地の面積の10分の2以上であるもの。

・家屋

風水害により家屋に損傷を受け、家屋の価格の10分の2以上の価値を減じたもの。

・償却資産

流出、水没、損壊等が生じた事業用資産で、使用不能または復旧不能となったもの。

照会先 税務課

☎8517750

災害により生じた損失の雑損控除について

納税者や納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族が有する資産について、災害等により損失が生じ、その損失が一定の金額を超えた場合には、雑損控除として確定申告をすることで、その納税者の損失を受けた年分の所得の合計金額から控除できる場合があります。

雑損控除の金額 次の①と②

のうち、いずれが多い金額

①「損失の金額」から「総所得金額等×10%」を引いた額

②「災害関連支出」から「5万円」を引いた額

※保険金等で補填される部分は除きます。

詳細は小田原税務署、税務課まで問い合わせください。

照会先

○小田原税務署

☎046513514511

○税務課 ☎8517750

施設の休館等

やまなみ荘および仙石原公園いこいの家は、台風19号の影響により温泉の源泉施設が被害を受け、温泉の供給を受けられないため、浴室の使用ができません。

やまなみ荘は会議室および休憩室の利用が可能です。

仙石原公園いこいの家は、温泉の供給が再開されるまでの間、休館します。

照会先

○やまなみ荘

福祉課 ☎8517790

○仙石原公園いこいの家

都市整備課

☎8519566